

「農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）の一部を改正する  
省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和元年 7 月 16 日  
農林水産省政策統括官

令和元年 5 月 18 日から 6 月 16 日までの期間、「農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）の一部を改正する省令案」について、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載すること等を通じて、広く意見・情報を募集いたしましたところ、当該案に対して、13 人の方から 13 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件については、公表した案のとおり、省令の一部を改正することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

農林水産省政策統括官付穀物課  
電話：03-3502-8111（内線 4779）